

【仮 訳】

2013 年 2 月会合のコード委員会報告書に対する日本のコメント

陸生動物衛生規約委員会(TAHSC)並びに関連アドホックグループに対して、これまでの作業に謝意を表し、TAHSC に対して、陸生動物衛生コード改正案にコメントを提供する機会を与えてくれたことに感謝します。

1. 疾病および感染症の OIE リスト疾病の基準 (第 1.2.章)

総論コメント

先の OIE 総会で我々が行った議論に基づき、下記の個別コメントに関連して、我が国は、TAHSC が、リスト疾病の基準（以下‘リスト化基準’という。）中の以下の用語の明確性を向上させることを再度提案します。これは、これらの用語についての共通の理解を共有し、リスト化／非リスト化について高い透明性で合意に至るのに必要なプロセスであると、我々は信じます。

- ‘高い’ 罹病率
- ‘高い’ 死亡率
- ‘信頼できる’ 検出及び診断方法

‘高い’ 罹病率及び‘高い’ 死亡率は、比率（パーセント）によって、客観的に定義されるべきです。また、将来の議論を考慮して、‘信頼できる’ 検出及び診断方法も、感受性及び特異性によって定義されるべきです。我が国としては、これらの用語について、数量的な定義付けができることを希望しています。

個別コメント

（1）水胞性口炎及び豚水胞病

我が国は、我々は、30－40%を超える罹病率は、十分に高い罹病率であると考えていますので、水胞性口炎（VS）と豚水胞病（SVD）は、リスト化基準を満たしていると考えています。

i) VS

- VS のニュージャージー株が感染豚において高い死亡率がみられた

と OIE 陸生マニュアルに記載されています。

- コスタリカの低北太平洋乾燥地域における馬の 97.1%はウイルス中和テストによってニュージャージー株陽性であったと報告されています(J. Vet. Diagn. Invest. 2002 Sep; 14(5): 438-41)。
- 抗体陽転した馬の 45%では臨床症状が見られるとの報告もあります(Can. Vet. J. Volume 39, January 1998)。

ii) SVD

- 1973 年の日本における SVD の発生時の疫学調査によると、検査された豚の 46%が蹄に水泡性病変を示し、感染豚の同居豚の 80%が高い中和抗体価を示しています(Nat. Inst. Anim. Hlth. Quart. 15, 165-173 (1975))。
- 1972 年の英国における豚水泡病発生時には、最大 60%の罹病率が記録されております(Nature Vol. 241 February 23 1973)。
- 1995 年、1996 年及び 1998 年のイタリアにおける発生時には 40%を超える罹病率が認められています(Rev. sci. tech Off. Int. Epiz., 26 (3))。

コード委員会が我々と異なる見解を有している場合には、我々は、先の総会で発言したとおり、限定した地域に効果的に封じ込められている現行のリスト疾病については、リストから除外する必要性はないと信じておりますので (Final Report 2013, Item 257, p.63)、次の機会に、代案を添えて、基準の一部改正を提案するコメントを提出するつもりです。

我が国は、限定した地域に封じ込められている疾病に関する通報義務を加盟国から免除すること及び当該疾病清浄の輸入国に科学的立証責任を課すことは不適切であるということについて、TAHSC の注意を促します。

(2) シュマレンベルグウイルス感染症

我が国は、シュマレンベルグウイルス感染症について、事務局長及びコード委員会議長が、リスト化基準に従って、再度検討を行うことを決定したことに感謝しております。我々は、‘大きな’‘罹病率及び死亡率’の定義付けにおいて異なるアプローチが必要になるかもしれないと想定していますので、その検討に当たっては、当該疾病が妊娠牛に流産／死産を引き起こすものであることに、TAHSC が特段の注意を払うことを求めます。これに関連して、我々は、胎児死亡率を当該‘死亡率’として定義するという

我々のアイデアに TAHSC が配慮することを提案します。

(3) 旋毛虫感染症

少なくとも一国が、感受性動物群における当該疾病、感染又は外寄生の清浄又は清浄化間近であることを立証していることがリスト化基準の一つです。

TAHSC が、旋毛虫感染症がリスト化基準を満たしていると考えているのであれば、国の清浄ステータスもしくは無視できるリスクのステータスの要件を当該章に追加するよう要求します。ほとんどすべての国が、少なくとも野生動物において病原体を有しており、国の清浄性の証拠を提出することが困難である場合には、当該疾病は、リストから除外することが必要かもしれません。

2. 動物疾病管理の一般原則（第 4.X.章）

個別コメント

第 4.X.1.条

序論及び目的

本章は、風土病時、発生時及び緊急時の~~疾病~~動物疾病及び人獣共通感染症の管理プログラムの優先事項、目的及び望まれる目標を加盟国が同定するのに役立つことを意図している。このような疾病管理プログラムは、国、地域又はコンパートメントレベルで、最終的に病原体を撲滅する目的をもってしばしば設定される。このアプローチは望ましいものであるが、利害関係者のニーズが広範な成果を求める場合もある。疾病によっては、撲滅が経済学的又は現実的又は経済学的に実行不可能な場合もあり、疾病影響の持続的な軽減を選択することが必要な場合もある。

理 由

人獣共通感染症について明確に記述した方が望ましいです。

我々が動物疾病又は人獣共通感染症の管理プログラムを策定する際には、経済的実行可能性よりも現実的な実行可能性を重視するのが普通です。

3. 口蹄疫ウイルス感染症（第 8.5.章）

個別コメント

第 8.5.1.条

1) 陸生コードにおいては、口蹄疫（FMD）は、ウシ亜目（*ruminantia*）及び偶蹄目イノシシ科（*suidae*）の動物並びにフタコブラクダ（*Camelus bactrianus*）の口蹄疫ウイルス（FMDV）の感染症と定義される。

2) 次のとおり FMDV 感染症の発生を定義する。

陸生マニュアルに規定する試験による上に掲げる動物のサンプルからの当該ウイルス、ウイルス抗原、核酸又はワクチン接種によるものではないウイルス特異抗体の検出

3) 次のとおり FMDV の循環の発生を定義する。

臨床症状又は最近の感染を示すウイルス学的若しくは血清学的状況の変化により立証される FMDV の伝播

4) 陸生コードにおいては、FMD の潜伏期間は、14 日間であるものとする。

~~5) 多様な分類学上の目に属する多くの異なる種が FMDV 感染症に感受性があることが知られている。その疫学的重要性は、感受性の程度、畜産システム、群の密度及び大きさ並びにその間の接触によって決まってくる。ラクダ科の中では、フタコブラクダ（*Camelus bactrianus*）だけが、疫学的に重要である可能性を持つに十分な感受性を有している。南アメリカのラクダ科動物及びヒトコブラクダは、疫学的に重要とはみなされない。~~

~~6) FMDV の感染は、重症度が変異する疾病を引き起こし、FMDV の循環を生じさせる。反すう動物の FMDV 感染が、キャリアへ導き続ける場合がある。生きた FMDV をキャリアから回収することができるが、これらのキャリアからの FMDV の伝播は、アフリカ水牛（*Syncerus caffer*）からの場合を除き、証明されていない。~~

理 由

我々は、OIE 陸生コード各章の第 1 条には、

- ① 当該章の続く個別条に必要な事項
- ② 当該疾病に関する科学的に確定した事実

のみを記述すべきと考えます。

i) 疫学的重要性

我々は、‘疫学的重要性’の概念の記述は不要であり、本章の対象動物を限定するに当たっては、感受性及び感染性の程度によってのみ定義されるべきと考えております。なぜならば、

- ① 口蹄疫の管理及び予防のための‘疫学的重要性’の概念の評価は、まだ科学的に論証されてなく、したがって、以下の（ ）に述べるように、OIE の規範コードとして、多くの加盟国の多様な状況に適用できるものではないと考えます。
- ② それは、以後一度も引用されないことから、続く条の解釈にも必要ではありません。したがって、我々は、当該概念は、本章において不要と考えます。

ヒトコブラクダ及び南アメリカのラクダ科動物は疫学的に重要とみなされないと指摘する科学的結論は、研究が行われた生息地の畜産システム及び環境に基づくものです。しかしながら、畜産システム、動物群の密度及び大きさ並びに家畜（牛・豚）とラクダ／ラクダ科との接触／自然の障壁は、研究が行われた国とそれらの動物を輸入する可能性のある国とで、大きく異なっている場合があります。

我々は、OIE が、各動物種の感受性及び家畜（牛／豚）への感染性に関する関連情報及びデータの収集作業を継続し、必要と考える場合には、新たな動物種を本章の対象動物に追加することを提案するよう奨励します。

ii) FMDV キャリア

また、FMDV キャリアに関する記述も、同様の理由で不要です。

個別コメント

第 8.5.4.条

FMD 清浄コンパートメント

.....

- 2) 当該 FMD 清浄コンパートメントについて次に掲げる事項を宣言していること。
- a) 過去 12 ヶ月間、FMD の発生がないこと。ワクチン接種が行われている場合は、過去 2 年間、FMD の発生がないこと。
 - b) 過去 12 ヶ月間、FMDV 感染の証拠がないこと。
 - c) 次のいずれかが満たされていること
 - i) 過去 12 か月間、FMD に対するワクチン接種が実施されていないこと。過去 12 か月間、ワクチン接種動物が導入されていないこと。
 - ii) 強制的な計画的ワクチン接種が実施され、使用されたワクチンが、適正なワクチン株の選定を含む陸生マニュアルに規定される基準を遵守していること。

理 由

強制的な計画的ワクチン接種がコンパートメント内において実施される場合には、FMD 清浄コンパートメントの条件は、FMD のワクチン接種清浄国又は地域の条件と整合すべきです。